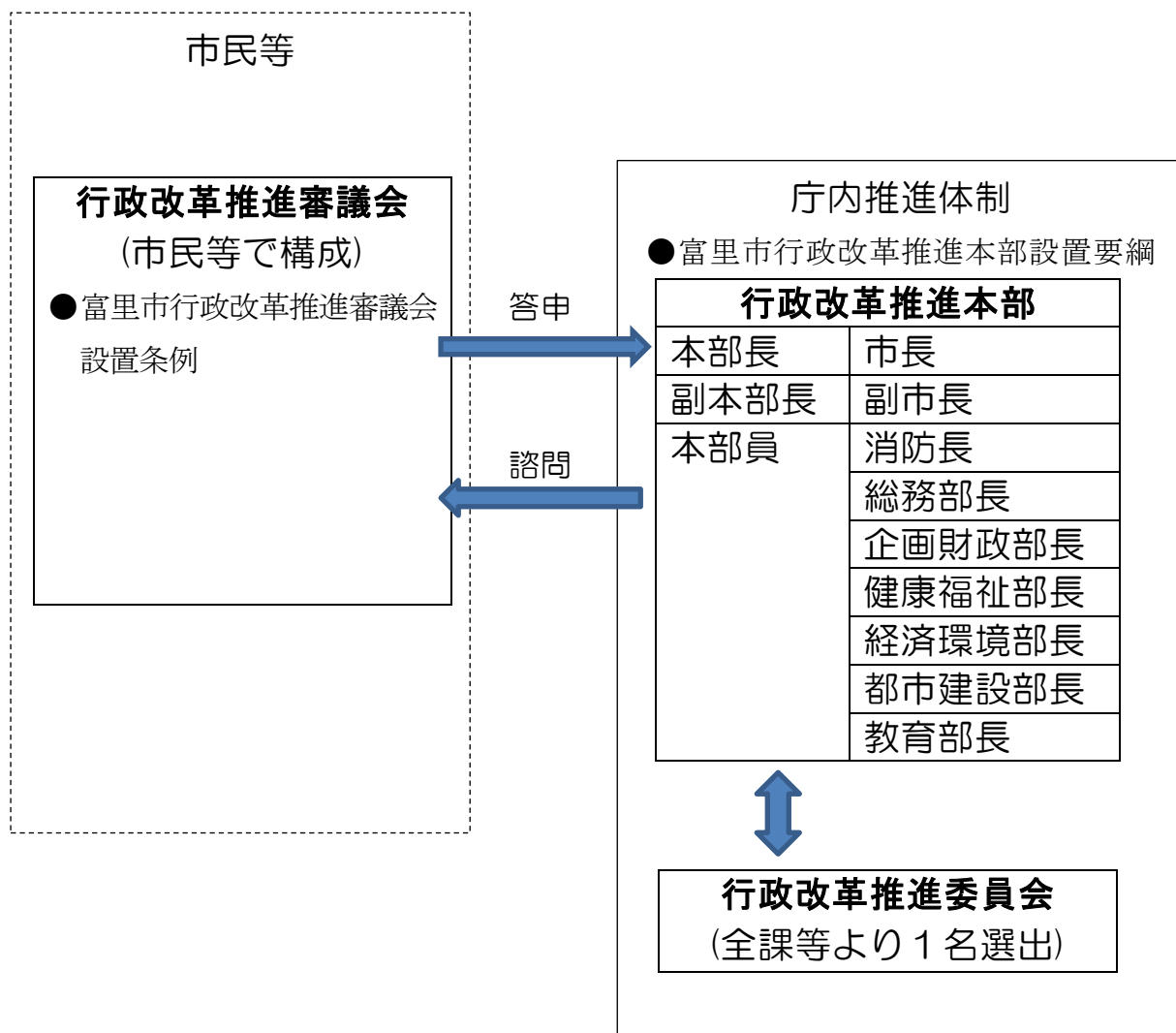


行政改革推進体制



富里市行政改革推進審議会設置条例

平成29年12月19日 条例第16号

(設置)

第1条 市は、社会経済環境の変化及び複雑、多様化する行政需要に対応できる簡素で効率的かつ効果的な行政運営の実現を推進するため、富里市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 市の行政改革の在り方等に関すること。
- (2) 新たな行政改革大綱の策定に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市政について優れた識見を有する者
- (2) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、行政改革主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

富里市行政改革推進本部設置要綱

(平成22年4月14日告示第74号)

改正 令和4年3月2日告示第25号 令和4年4月1日告示第72号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、富里市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱及び改革プランの策定並びに実績に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、富里市行政組織条例（平成14年条例第37号）第2条に規定する部の長、教育部長及び消防長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(委員会)

第6条 本部に、本部の事務を補助させるために、富里市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、各課等の長が指名した職員をもって構成する。

3 委員会は、本部長の命を受けて、本部に付議すべき案件の調査・研究を行うものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画財政部経営戦略課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和４年３月２日告示第25号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和４年４月１日告示第72号）

この告示は、公示の日から施行する。

【参考】

○富里市行政組織条例〔抜粋〕
（設置）

第２条 市に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 企画財政部
- (3) 健康福祉部
- (4) 経済環境部
- (5) 都市建設部

令和 8 年度富里市行政改革推進本部員名簿

	職 名	氏 名	推進本部役職名
1	市 長	五十嵐 博文	本 部 長
2	副 市 長	山 根 康 夫	副 本 部 長
3	消 防 長	岡 田 孝 史	本 部 員
4	総 務 部 長	竹 本 明	本 部 員
5	企 画 財 政 部 長	山 崎 秀 幸	本 部 員
6	健 康 福 祉 部 長	藤 田 明 美	本 部 員
7	経 済 環 境 部 長	永 田 健 矢	本 部 員
8	都 市 建 設 部 長	曾 根 明 宏	本 部 員
9	教 育 部 長	枝 村 光 久	本 部 員

令和 8 年度富里市行政改革推進委員会委員名簿

部等名	課等名	職	氏 名	内線
総務部	総務課	主 査	成毛 めぐみ	204
	広報情報課	副 主 幹	遠 藤 聡	434
	防災課	副 主 幹	石 橋 祐 一	452
	市民課	主 査	高 仲 貢 史	295
	市民活動推進課	主 査	五十嵐 信幸	257
企画財政部	経営戦略課	主 査 補	永 作 賢 弘	286
	財政課	主 査 補	水 野 聡	262
	課税課	副 主 幹	塙 裕 樹	216
	納税課	主 査 補	並 木 澄 江	458
健康福祉部	社会福祉課	副 主 幹	伊 藤 淳	385
	生活支援課	主 査	木 内 淳	419
	子育て支援課	主 査	安藤 裕美子	836
	高齢者福祉課	副 主 幹	市川 由美子	311
	国保年金課	主 査	松本 由香梨	440
	健康推進課	主 査	小田 真由美	810
経済環境部	農政課	副 主 幹	宮 永 恭 之	357
	商工観光課	主 査 補	武 井 弘 樹	365
	環境課	主 査	相 京 徹 哉	322
都市建設部	建設課	副 主 幹	藤 崎 喜 孝	371
	都市計画課	副 主 幹	水 越 正 信	391
	上下水道課	副 主 幹	原 真 吾	外 93-5349
会計課		副 主 幹	神 林 芳 昭	223
議会事務局		副 主 幹	萩 原 剛	232
監査委員事務局		副 主 幹	中 村 勉	227
農業委員会事務局		副 主 幹	岩井 隆太郎	446
教育部	教育総務課	主 査	近 藤 充	514
	学校教育課	副 主 幹	寺 沢 宏 明	521
	生涯学習課	主 査	今 上 和 哉	460
	図書館	主 査	小 倉 康 志	488
消防	消防総務課	課長補佐	小 川 雅 由	外 92-1315
	予防課	主 査	片 山 功 文	外 92-1313
	消防署	副 主 査	佐 藤 翼	外 92-1311